

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
金融商品取引法	金商法
金融商品取引法施行令	金商法施行令
金融商品取引業等に関する内閣府令	金商業等府令
商品先物取引法	商先法
商品先物取引法施行令	商先法施行令
商品先物取引法施行規則	商先法施行規則

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
<p>●勧誘受諾意思確認義務・再勧誘禁止・訪問電話等による勧誘受諾意思確認の禁止〔金商法施行令第16条の4第2項第1号二、金商業等府令第117条第1項第8号の2、第275条第1項第6号の2〕</p>		
<p>▼本改正への賛成意見</p>		
1	改正案に賛成する。	御意見を踏まえ、法令の適切な執行を通じて、投資者保護を図ってまいります。
2	改正案は、実質的には、不招請勧誘の禁止と同様の効果が期待できるので、賛成である。	
3	改正案に賛成である。これまでの消費者被害の実態に鑑みて、改正は有効と考える。	
4	被害の実情に配慮しつつ、他の商品とのバランスも取れており、改正案は適切である。無差別な電話・訪問勧誘に頼るようでは、市場の活性化も望めない。	
5	改正案に賛成である。訪問・電話によることを禁止することとなれば、投機に関心のない門外漢が市場に入ってくることがなく、市場の公正、安定につながる。悪質業者を排除することにもなる。ぜひ、改正を実現させてほしい。	
6	改正案に賛成である。もともと投資に興味・関心がない者に対して、いきなり先物取引などという極めてリスクが高く複雑な取引を勧める必要性はどこにもなく、ただ、未経験者が安全確実に利益を得られると誤解する弊害があるだけである。	
7	規制の対象となる金融商品は、そもそも電話勧誘や訪問販売といった攻撃的勧誘になじむ商品とは言い難い。勧誘を受ける意思の確認についても実際にはなし崩し的に勧誘の端緒となりやすく、本改正は妥当である。	
8	改正案に賛成である。総合取引所は、これにより経済活動を活性化させようという政策を採ろうとするものである。そのときに、そもそも投資の意思すらない人々に電話勧誘、訪問勧誘をして取引に引きずり込むようなことでは、取引は活性化しない。リピーターがあってこそ取引が拡大するのであり、本来は「三方よし」でなければ、経済活性化は実現できない。	
9	改正案に賛成である。多額の損失を被る危険の高いデリバティブ取引に個人顧客を勧誘することは、投資家間の情報の非対称性からして、被害を招く原因となる。	

10	<p>商品先物取引における不招請勧誘の禁止規定（商先法第214条第9号）は、長年の苦情・トラブルが絶えず、深刻な被害を出してきたことから、平成21年改正により、ようやく導入された規定であり、その結果、商品先物取引に関する苦情・相談は大幅に減少した。他方、金・白金の地金取引や損失限定取引（スマートCX）を端緒として商品先物取引を勧誘することによって不招請勧誘の禁止を潜脱してトラブルとなる事例も報告されており、不招請勧誘の禁止規定を維持する必要性は現在も異ならない。</p> <p>改正案は、商品関連市場デリバティブ取引について「勧誘受諾の意思確認義務」や「再勧誘の禁止」の対象とし（金商法施行令案第16条の4第2項第1号ニ）、かつ、その意思確認の方法として、一定の取引関係にない個人顧客に対しては訪問・電話によることを禁止する（金商業等府令案第117条第1項第8号の2、第275条第1項第6号の2）点で、実質的に不招請勧誘の禁止と同様の効果を期待することができるため、賛成する。</p>	
11	<p>改正案は、消費者被害の実態を踏まえたものであり、高く評価する。</p> <p>商品先物取引を始めとする商品デリバティブ取引の意義・必要性を全面的に否定するものではないが、一般消費者は、事業者のように在庫負担を軽減したり在庫の価格変動リスクを軽減したりする必要はないことから、この種の取引を、求めていない一般消費者に勧誘する意義や必要性はないと考える。また、商品市場関連デリバティブ取引は、少額で大きな金額の取引を行いうることから、短期間で取引を繰り返してしまい、生活を破綻させる程の損失を抱えてしまうということも起こりえる。こうした取引は、本当にやりたい人が自ら事業者にコンタクトして取引を開始するようすべきであり、取引意思を示していない者を誘うことは避けるべきである。</p> <p>商品市場関連デリバティブ取引について、勧誘受託意思を確認するために訪問したり電話をかけたりすることを禁止することは、不招請勧誘の禁止の規制を潜脱させないようにさせるために、必要かつ効果的な規制であると考えられる。また、悪質な事業者においては、物販やセミナーと称して個</p>	

	<p>人顧客を集め、そこでアンケート等と称して勧誘受託意思を確認するような行為を行うことも容易に想像できる。こうした不招請勧誘規制を潜脱するような行為を行わせないためにも、勧誘する目的があることをあらかじめ明示せずに顧客を集めることを禁止行為とすることも必要な措置と考える。</p>
12	<p>証券取引等の口座をすでに開設している個人顧客については、通常は、口座開設時等に顧客の意向確認を行っており、一切の訪問・電話はお断りと言わない限りは、「面白いものがあったら紹介してほしい」という意向を有しているのが一般的であり、取引業者からのアウトバウンド・コールや訪問による商品や取引の紹介を期待しているものと思われることから、規制の対象から外すことも妥当な措置と考える。ただし、一定の取引関係にある場合であっても、定期的に顧客の意向や資力、理解力等を確認することを、金融商品取引業者等には強くお願いしたい。株式取引をしていた顧客がデリバティブ取引を始める際に、確認書は徴求しても、改めて適合性確認のためのアンケート等を行っていない業者がある。顧客が取引に適合しているかのチェックは、顧客をトラブルから守るだけでなく、自己責任を最後まで全うできない投資家から業者自身を守ることにもなるということを再認識してほしい。</p>
13	<p>業者から、突然、電話又は訪問を受け「金融商品についての話だけを聞いて欲しい」と、勧誘の目的を隠ぺいして説明を受けた場合、「話を聞くだけなら」と、軽い気持ちで受けたことで、うまい言葉に載せられ購入させられることは容易に考えられる。事前に危険度の高い金融商品の勧誘であることが分かっていたら、判断もできると考えられることから、強引な勧誘による消費者被害の救済のためにも改正案に賛成である。</p>
14	<p>先物取引業界には、不招請勧誘規制導入の結果、大幅に商品先物取引の出来高が減った、規制が厳しすぎるとの意見があるようだが、消費者トラブルのない公正で透明な商品先物市場が構築されるべきことは当然である。</p> <p>しかも、FX取引を見ればわかるように、FX</p>

	<p>取引では不招請勧誘規制導入の結果、悪質な業者が淘汰され、手数料競争が働き、新規の商品が開発されるなど、市場が活性化され、その規模は拡大している。不招請勧誘禁止規制導入の影響のみで、商品先物取引の出来高が低迷しているわけではないにもかかわらず、無差別の訪問・電話勧誘という旧態依然としたビジネスモデルによって、市場を活性化させようとするのは、本末転倒である。</p> <p>商品先物取引において、投資家保護と消費者トラブルのない公正な商品市場の発展のために、適正な行為規制を定めるべきである。また、その上で、速やかな総合取引所への移行が行われるべきである。</p>	
▼訪問電話等による勧誘受諾意思確認の禁止の対象となる顧客		
15	<p>投資リスクの高い有価証券やデリバティブ取引の経験があることを適用除外の要件に追加すべきである。</p> <p>現在取引関係のない休眠口座のみの個人顧客、あるいは国債や地方債、MMF（マネー・マネジメント・ファンド）といった投資元本の比較的安全な取引の経験しかない個人顧客に対して、商品関連市場デリバティブ取引の訪問・電話勧誘が可能となってしまうのは、不適切である。</p>	<p>金融商品取引業者等は、顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に応じた勧誘を行わなければならない、という適合性の原則を遵守することが求められます（金商法第40条第1号）。有価証券の取引又はデリバティブ取引を行うための口座を自社に開設している個人顧客については、金融商品取引業者等において、顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的を把握しており、適合性の原則の遵守により商品関連市場デリバティブ取引の勧誘の適切性を確保することが期待できることから、訪問電話等による勧誘受諾意思確認の禁止（金商業等府令第117条第1項第8号の2、第275条第1項第6号の2）の対象外としています。</p> <p>なお、投資者保護の充実を図る観点から、今後、監督指針を整備・策定するとともに、自主規制機関に対して取組を要請すること等により、適合性の原則の遵守の徹底を図ってまいりたいと考えています。</p>
16	<p>適用除外の要件を、当該業者においてデリバティブ取引の口座を開設している者（仕組債・仕組投信は除く。）と商先法施行令第30条に規定する商品取引契約を締結している者に限定すべきである。</p> <p>金地金を販売している商品先物取引業者は、金地金の勧誘で接触し、顔見知りになってから商品先物の勧誘を承諾するよう誘導して申出書を書かせ、勧誘を招請させる手口で不招請勧誘規制を潜脱している。証券会社も同じように他の金融商品をきっかけに、商品関連市場デリバティブ取引の勧誘をするおそれがある。</p>	
17	<p>適用除外となる個人顧客の要件に、商品関連市場デリバティブ取引の経験のあることを追加すべきである。</p> <p>さらに、その運用において、取引経験は「勧誘前〇年以内」等の期間を定め、適用除外となる個</p>	

	<p>人顧客の範囲を限定することで、適合性のない個人投資家保護の効果が一層高まると考える。</p>	
18	<p>適用除外の要件として、口座開設だけではなく実際の取引の経験がある者であることを担保できるような要件を付加すべきである。</p>	
19	<p>勧誘受諾意思の確認は、実効性のある方法をとらないと、意味がない。そのためには、抜け道を創らないようにすることと、違反した場合に契約を取り消すことができるようにする必要がある。</p> <p>適用除外の要件として、単に金融商品取引業者等に口座開設しているのみとすることでは不十分にすぎ、一般投資家の判断が合理的ではなく、ヒューリスティックであることを正面から受け止めたうえで、非合理的な一般投資家が、思わぬ被害に遭わない程度の基準を策定すべきである。</p>	
20	<p>すでに口座保有している顧客や契約者を除くとあるが、全個人顧客を対象としてはどうか。取引している顧客のうち、デリバティブ取引に長けている人と、経験が乏しい人のバランスはどうか。取引経験未熟な個人をより手厚く保護する内容を考えてほしい。</p>	
21	<p>適用除外は認めないこととすべきである。</p> <p>現在、取引関係のない休眠口座のみの個人顧客、あるいは国債や地方債、MMFといった投資元本の比較的安全な取引の経験しかない個人顧客に対して、商品関連市場デリバティブ取引の訪問・電話勧誘が可能となってしまうのは、適合性原則に反する場合等も多々あるものと考えられることから、不適切である。この点、施行令・府令案において、適用除外の対象となる個人顧客の要件に、投資リスクの高い有価証券ないしデリバティブ取引の経験に絞る方法もあるが、その基準が曖昧になりかねない。</p>	
22	<p>「個人である顧客」から除外される者に、「有価証券の取引を行うための口座を開設している者」が含まれているが、元本超過損の発生するおそれが無いという観点からは、「現物株取引」も商先法施行令第30条に規定する商品取引契約から除外されている「損失限定取引」も同様である。そのため、「損失限定取引を含めた商品取引契約を締結している者」を適用除外の対象とすべきで</p>	<p>商先法上の「損失限定取引」に係る商品取引契約は、商先法上の不招請勧誘規制の対象とはされておらず、かかる契約を締結している個人顧客については、商先法上の不招請勧誘規制の適用除外とはされていないため、仮にこのような顧客を訪問電話等による勧誘受諾意思確認の禁止（金商業等府令第117条第1項第8号の2、第275条第1項第6号の2）の対象外とした場合</p>

	ある。	<p>には、投資者保護に欠けるおそれがないとまではいえないと考えられることから、当該規定の対象としています。</p> <p>なお、商先法施行令第30条に規定する商品取引契約は、商先法上の不招請勧誘規制の対象とされており、かかる契約を締結している個人顧客については、商先法上の不招請勧誘規制の適用除外とされているため、このような顧客を訪問電話等による勧誘受諾意思確認の禁止の対象外としても、投資者保護に欠けるものではないと考えられることから、例外的に、当該規定の対象外としています。</p>
▼監督指針・自主規制等による手当てを望む意見		
23	<p>投機取引の意向や知識・経験、投資性の余裕資金のない顧客に対し商品関連市場デリバティブ取引の勧誘がなされないよう、監督指針等において厳格かつ詳細な取引開始基準を設けるとともに、日本証券業協会に対しても、これに則った自主規制を行うよう要請するなどの対応がなされるべきである。</p>	<p>御意見を踏まえ、投資者保護の充実を図る観点から、今後、監督指針を整備・策定するとともに、自主規制機関に対して取組を要請すること等により、適合性の原則の遵守の徹底を図ってまいりたいと考えています。</p>
24	<p>投機取引の意向や経験、余裕資金のない顧客に対し商品関連市場デリバティブ取引の勧誘がなされないよう、厳格な取引開始基準を自主規制ルールとして設けさせるべきである。</p>	
25	<p>一律に口座開設者について規制から外すのであれば、従来取引より投資リスクの高い商品か否かについて、明確に説明義務を課すなどの顧客保護規制が必要と考える。</p> <p>例えば、勧誘する前に、勧誘する商品の評価、業者の顧客の経験に対する認識（口座の取引履歴から分かる）、その商品特性とその顧客の経験に応じた説明内容を事前に業者内部で検討した稟議書等の書面作成、勧誘時に適切な説明を行ったことについて顧客の確認を書面で取る等の金融業者としてのコンプライアンスを確保する手続的規制等、営業の自由を確保しつつ不慣れな顧客保護を図る手当てをすべきである。</p>	
▼訪問電話等による勧誘受諾意思確認の禁止に対する反対意見		
26	<p>改正案は、契約の勧誘に先立って求められる「顧客に勧誘を受ける意思の有無の確認」において、商品関連市場デリバティブ取引においては自社で</p>	<p>商品関連市場デリバティブ取引については、これまでの商品市場における取引に関する投資者被害の実態等に鑑みると、他の市場デリバテ</p>

	<p>取引口座を開設している顧客以外の個人に対して、訪問し又は電話をかけてその意思の有無の確認を行うことを禁止行為として定めているが、同様に確認義務が課されている市場F×取引については規制の対象とされていない。</p> <p>市場デリバティブ取引として同様の商品性を有する取引であるにもかかわらず、商品関連市場デリバティブ取引についてのみ勧誘受諾意思を確認できる対象顧客を制限することにはまったく合理性がなく、同時に商品デリバティブ取引を専門に扱う業者にとっては今以上の過剰な勧誘規制を課せられることとなる。</p> <p>必要不可欠な産業インフラとしてその機能を十分に発揮するために、市場活性化が急務とされている現状からみても顧客へのアクセスの機会を過度に制限することになる当該改正案には反対である。</p>	<p>ィブ取引よりも厳格な行為規制を課すことが適当であると考えられることから、訪問電話等による勧誘受諾意思確認の禁止（金商業等府令第117条第1項第8号の2、第275条第1項第6号の2）の対象としています。</p>
27	<p>改正案は、商品関連市場デリバティブ取引についてのみ勧誘受諾意思を確認できる対象顧客及び方法を制限するものであり、合理性のない過剰規制である。</p> <p>商品関連市場デリバティブ取引（商品先物取引）に係る不招請勧誘禁止の規制緩和に対しては、商品先物取引に係る苦情相談について取引所取引とその他の取引とを区分することなく、単にその総体的件数だけを見て規制緩和に反対する意見が聞かれるが、実態を正しく認識され、金融商品間で整合性を持った規制とすることを強く望む。</p>	
28	<p>金商法におけるいわゆる不招請勧誘の禁止に商品関連市場デリバティブ取引を適用させることについて、反対である。</p> <p>今般の法令改正は、金商法において商品関連市場デリバティブ取引が追加された場合の顧客勧誘に係る手当てである。現在、商先法において省令改正を行っており、不招請勧誘関係の部分について見直しが行われている状況である。商先法における規制と金商法における規制とで、かかる対象は同じものであるにもかかわらず、規制の在り方が異なるのは適切ではないこととなる。本件は先行する商先法の改正を待って改正すべきである。そうでないのなら、調整した上で手当を行い、市場に係る法としての祖語が生じないように行うこ</p>	<p>商品関連市場デリバティブ取引については、これまでの商品市場における取引に関する投資者被害の実態等に鑑みると、他の市場デリバティブ取引よりも厳格な行為規制を課すことが適当であると考えられることから、訪問電話等による勧誘受諾意思確認の禁止（金商業等府令第117条第1項第8号の2、第275条第1項第6号の2）の対象としています。</p> <p>なお、現在、商先法施行規則改正の検討が行われていることは承知しており、今後とも改正の動向に注視してまいりたいと考えています。</p>

	<p>とが適正な取扱いといえる。</p> <p>不心得なことをしたら、大きな代償を払うことになるなどの罰則を導入するなどにより対応すべきであり、入り口による一律規制は市場のダイナミズムを奪う行為である。</p>	
29	<p>金商業等府令案第117条第1項は、法第38条第7号の委任を受け「投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるもの」を禁止行為として規定しているところ、本改正案において、自社で取引口座を有する個人顧客とそれ以外の個人顧客とで規制に差異を設け、前者を適用除外とすることには合理的理由がない。</p>	<p>有価証券の取引又はデリバティブ取引を行うための口座を自社に開設している個人顧客については、金融商品取引業者等において、顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的を把握しているのに対し、それ以外の個人顧客については、これらの顧客情報を把握していないため、両者には適合性の原則の遵守を期待できる程度に差があると考えられることから、規制に差を設けることに合理性があるものと考えられます。</p>
▼その他の意見		
30	<p>取引所取引は店頭取引と違い透明性が高いこと等により、取引所取引の金融商品デリバティブ取引は不招請勧誘禁止の対象外とされているので、取引所取引である商品関連市場デリバティブ取引についても同様の扱いをすべきである。</p>	<p>本改正は、商品関連市場デリバティブ取引について、不招請勧誘を禁止することとはせず、一定の取引関係にない個人顧客に対しては、訪問し又は電話をかけること等により勧誘受諾意思を確認する行為を禁止することとするものです。</p>
31	<p>早急に、市場としての信頼性を確保し、国内個人顧客に頼らずに、諸外国からの資本を導入できる信用ある市場構造が実現されるべく、少なくともこの2年以内に、アウトオプションとしての「ドゥーノットコール制度」などのより抜本的な制度を導入すべきである。</p> <p>守るべき消費者をきちんと守り、そのうえでの規制緩和による市場活性化でないと取り返しがつかない事態になる。国際的な市場に対する信用をもう一度喪失すると致命的になることを肝に銘じるべきである。</p>	<p>貴重な御意見として今後の参考にさせていただきます。</p>
▼訪問電話等による勧誘受諾意思確認の禁止に関する確認		
32	<p>以下の場合に商品関連市場デリバティブ取引の勧誘意思の確認を行うことは問題ないとの理解でよいか。</p> <p>① 顧客が来店した場合</p> <p>② 顧客から電話がかかってきた場合</p> <p>③ 顧客の要望に応じて、業者から電話をかけて又は訪問して商品関連市場デリバティブ</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありませんが、①及び②については、金融商品取引業者等が「訪問し又は電話をかけること」により勧誘受諾意思を確認するのではないため、基本的には、金商業等府令第117条第1項第8号の2イの規定に抵触するものではないと考えられます。</p>

	取引についての説明を行っている際、当該顧客より取引を前提とした詳細な説明の要請があった場合 ④ 既に口座を開設している顧客から紹介を受け、当該被紹介顧客の要望に応じて、業者から電話をかける場合	また、③及び④については、顧客の「要望」の具体的な内容が必ずしも明らかではありませんが、「訪問し又は電話をかけること」以外の方法により勧誘受諾意思が明確に確認できている場合には、基本的には、金商業等府令第117条第1項第8号の2イの規定に抵触するものではないと考えられます。
33	金商業等府令案第275条第1項第6号の2イで、訪問と電話をかけることに限定して禁止とする意図は何か。訪問には、待ち合わせて面談することは含まれるのか。	訪問し又は電話をかけることにより勧誘受諾意思を確認する行為は、一般に、不当に販売圧力がかかるおそれがあると考えられることから、特にこれを禁止するものです。「訪問」に該当するか否かは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきであると考えられます。
●両建て勧誘の禁止・両建てに類する取引の受託の禁止・向かい玉の禁止・差玉向かいの説明義務〔金商業等府令第117条第1項第35号、第36号、第37号、第38号、第275条第1項第28号〕		
▼本改正への賛成意見		
34	商品関連市場デリバティブ取引に係る「両建て勧誘の禁止」（金商業等府令案第117条第1項第35号）、「両建て類似取引受託の禁止」（同項第36号）、「向かい玉の禁止」（同項第37号）及び「差玉向かいの説明義務」（同項第38号）について、いずれも賛成する。	御意見を踏まえ、法令の適切な執行を通じて、投資者保護を図ってまいります。
35	両建て勧誘の禁止、両建てに類する取引の受託の禁止、向かい玉の禁止、差玉向かいの説明義務について、当然と言えば当然だが、悪質業者の常套手段を禁止することで、投資家を保護することができると思う。ぜひ、改正を実現させてほしい。	
▼両建て勧誘の禁止・両建てに類する取引の受託の禁止・向かい玉の禁止に関する確認		
36	金商業等府令案第117条第1項第35号について、「数量及び期限を同一にすることを勧める行為」という文言が、従来どおりの「勧めないが禁止されない」という対応から、個人投資家の両建てを原則、全面的に禁止する趣旨である場合には、導入に反対する。 また、同項第36号について、「数量又は期限を同一にしないものについて、その取引を理解していない顧客（特定投資家を除く。）から受託等をする行為」という文言が、特定投資家を除き、その取引を理解している顧客には適用されない趣旨ではなく、特定投資家を除いてはその取引を理解	金商業等府令第117条第1項第35号は、顧客に対し「数量及び期限を同一にすることを勧める行為」を禁止するものであり、顧客の側から「数量及び期限を同一にすること」まで禁止するものではありません。 また、同項第36号は、「商品関連市場デリバティブ取引の売付け又は買付けその他これに準じる取引と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいう。）であってこれらの取引と数量又は期限を同一にしないもの」の受託等を一律に禁止するものではなく、その取引を理解していない顧客（特定投資家を

	<p>していないだろうという前提に立ち、個人投資家の両建てを原則、全面的に禁止する趣旨である場合には、導入に反対する。</p>	<p>除く。) から受託等をする行為を禁止するものです。なお、金融商品取引業者等は、顧客が当該取引を十分に理解していることを確認した上で、当該取引の受託等をする必要があります。</p>
37	<p>金商業等府令案第117条第1項第35号に関し、日本取引所と東京商品取引所の合併が実現せず、2つの商品デリバティブに係る市場が存在することとなった場合、日本取引所の商品デリバティブ市場で売建玉を保有している顧客に対して、東京商品取引所の商品デリバティブ市場の同一銘柄の買建玉を勧めることは、後者の数量と期限が同一であっても許されるという理解でよいか。</p>	<p>「商品関連市場デリバティブ取引」とは、金商法第2条第24項第3号の2に規定する商品又は商品に係る金融指標を原資産又は参考指標とするデリバティブ取引のうち、「金融商品市場」において、「金融商品市場を開設する者」の定める基準及び方法に従い行われるものをいいます(金商法第2条第8項第1号・同条第21項)。</p> <p>商先法上の「商品市場」(商先法第2条第9項)は「金融商品市場」(金商法第2条第14項)に該当しないため、商先法上の「商品市場」における取引は「商品関連市場デリバティブ取引」には該当しません。</p> <p>金商業等府令第117条第1項第35号は、「商品関連市場デリバティブ取引の受託等」について規定していることから、商品関連市場デリバティブ取引に該当しない取引の受託等については、同号の対象とはなりません。</p>
38	<p>金商業等府令案第117条第1項第37号には、「故意に」とあるが、この文言は、「当該委託等に係る取引と自己の計算による取引を対当させて」という文言のみに係るか、それとも「顧客の利益を害することとなる取引をする」という文言にも係るのか、いずれであるか。向かい玉は、利益相反取引であって、一般的に顧客の利益を害するおそれがあると思われる。そのため、故意に向かい玉を行えば、顧客の利益を害することについて故意がなくても、十分禁止行為に値すると思われる。したがって、「故意に」という文言は、「当該委託等に係る取引と自己の計算による取引を対当させて」という文言のみに係り、「顧客の利益を害することとなる取引をする」という文言には、係らないこととするべき。</p>	<p>金商業等府令第117条第1項第37号における故意の対象は、「当該委託等に係る取引と自己の計算による取引を対当させ、顧客の利益を害することとなる取引をする」とことと考えられますが、「顧客の利益を害することとなる取引」に該当するか否かについては、客観的に判断されるべきであり、「顧客の利益を害すること」についての故意までは必要とされないものと考えられます。</p>